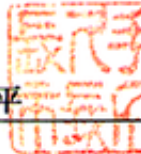


様式第13号その1(第11条関係)

|  |   |
|--|---|
| 30指令5号   |   |
| 一般廃棄物収集運搬業許可証  |   |
| 住所 瀬戸市山の田野43番地の303<br>氏名 有限会社岩田清掃<br>代表取締役 岩田勝次  |   |
| 平成30年2月14日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により次のとおり許可する。                        |   |
| 平成30年3月1日  |   |
| 長久手市長 吉田 一平  |   |
| 取扱一般廃棄物の種類   | 塵芥(ごみ)  |
| 取扱業務   | 収集及び運搬  |
| 業務区域   | 長久手市全域  |
| 許可期間   | 平成30年4月1日から平成32年3月31日まで   |
| 条件<br>許可変更の状況  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令、施行規則に定められた事項に準じて衛生的に処理すること。</li> <li>2 長久手市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、同施行規則に定める条項を遵守すること。</li> <li>3 尾張東部衛生組合の許可条件を遵守すること。</li> <li>4 一般廃棄物処理業を廃止し、取消し、又は休止する場合、その他の事情の如何を問わず、市は一切の損失補填には応じない。</li> <li>5 前各号にかかわらず、法律等が改正された場合、又は市長が必要と認めた場合は、許可を取消し、条件を変更し、又は別に指示することがある。</li> </ol> |